

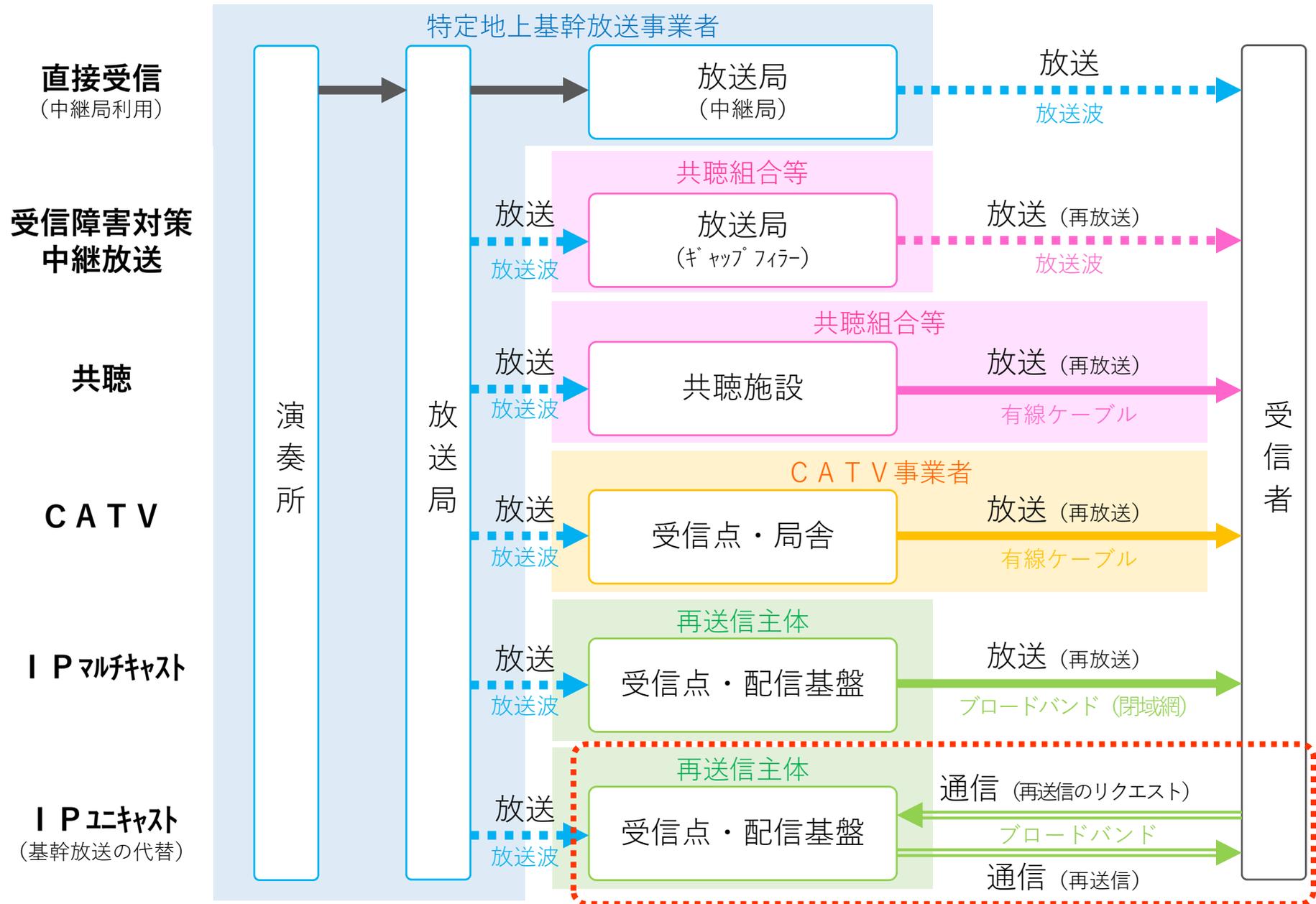
# 現行制度について

---

デジタル時代における放送制度  
の在り方に関する検討会事務局

令和6年5月24日

# 地上基幹放送の放送番組の主な伝送方法



小規模中継局等のブロードバンド等による代替 (基幹放送のIPユニキャストによる代替)

## 放送法上の定義

※放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）による改正後のもの

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p><b>放送</b><br/>(§ 2 ①)</p> | <p><b>公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信</b>（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）<b>の送信</b>（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）</p> |
| <p><b>配信</b><br/>(§ 2 ③)</p> | <p><b>放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないもの</b></p>  |

## 放送と通信の区分

### ○「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」 (平成13年12月26日報道発表)

従来より、放送は、**有限稀少な資源である電波**を利用していること、また、**社会的影響力**が大きいことから、通信とは区別して規律されている。放送法において、放送とは、電気通信のうち、公衆が直接受信することを目的として送信される行為とされている。この場合において、通信と放送を区分する基準、すなわち、通信から放送を切り分ける基準については、**公衆に直接受信させることを送信者が意図していることが、送信者の主観だけでなく客観的にも認められるかどうか**を判断することにある。

これまで、この点については、**相手方が「公衆」すなわち「不特定多数」であるかどうか**が重要であり、以下の5つの要素を総合的に判断することとしてきた。

- ① 送信者と受信者との紐帯関係の強さの程度、受信者における属性の強さの程度
- ② 通信の事項（通信の事項が送信者と受信者の紐帯関係や受信者の属性を前提としているかどうか）
- ③ 情報伝達方式の秘匿性
- ④ 受信機の管理
- ⑤ 広告の有無

これらの要素の中で、③から⑤は送信者の意図を推定する際の間接的な判断基準であつて、直接的な判断基準は①及び②であり、例えば、委託放送事業者による有料放送についてみれば、料金を払えば、つまり、受信者が任意に受信の意思表示をすれば、放送事業者側は原則的には拒否することができず契約が成立するという意味で、受信者の特定性はなく、放送として整理されるものである。

## IPマルチキャストとIPユニキャストの分類

### ○放送法逐条解説（2020）

「公衆」とは、**不特定多数の者**をいう。特定の者を対象とするもの…（中略）…は、放送ではない。

**IPマルチキャストによる方式を用いた映像配信については、送信者が不特定の受信者に向けて、同時かつ一斉に送信を行うもの**であり、旧役務法において「電気通信役務利用放送」として登録制の対象とされており、平成22年改正後の本法においても「**放送**」の定義に含まれる。

**インターネットでの公然性を有する情報の送信**は、現在は概ね、**情報を受信者からの要求に応じて送信するものであり、放送に該当せず**…（中略）…、平成22年改正においても、この点は変更されていない。

## ○電波法放送法及電波監理委員会設置法詳解（1950）

放送は、**電波の特質を利用して迅速に、同時に而も広範にそして直接耳から生々しい印象を与えるので他の報道機関、言論機関、娯楽機関とは異なった強い影響力と大衆性をもつ**のである。此の大きな社会力がどういう風に使われるとき公共の福祉に適し社会の発展に寄与するかは重大な問題であって放送法では放送による表現の自由を確保することとし、そのため放送の不偏不党、真実及び自律を保障することを強く要請しているのである。

## ○放送法逐条解説（2020）

平成22年（2010）改正により、放送法、旧有線テレビジョン放送法、旧電気通信役務利用放送法及び旧有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律が本法に統合されたため、放送の定義もこれらの法律における各種形態の放送を全て合わせたものとされた。

インターネットでの公然性を有する情報の送信は、現在は概ね、情報を受信者からの要求に応じて送信するものであり、放送に該当せず、平成22年（2010）改正においても、この点は変更されていない。

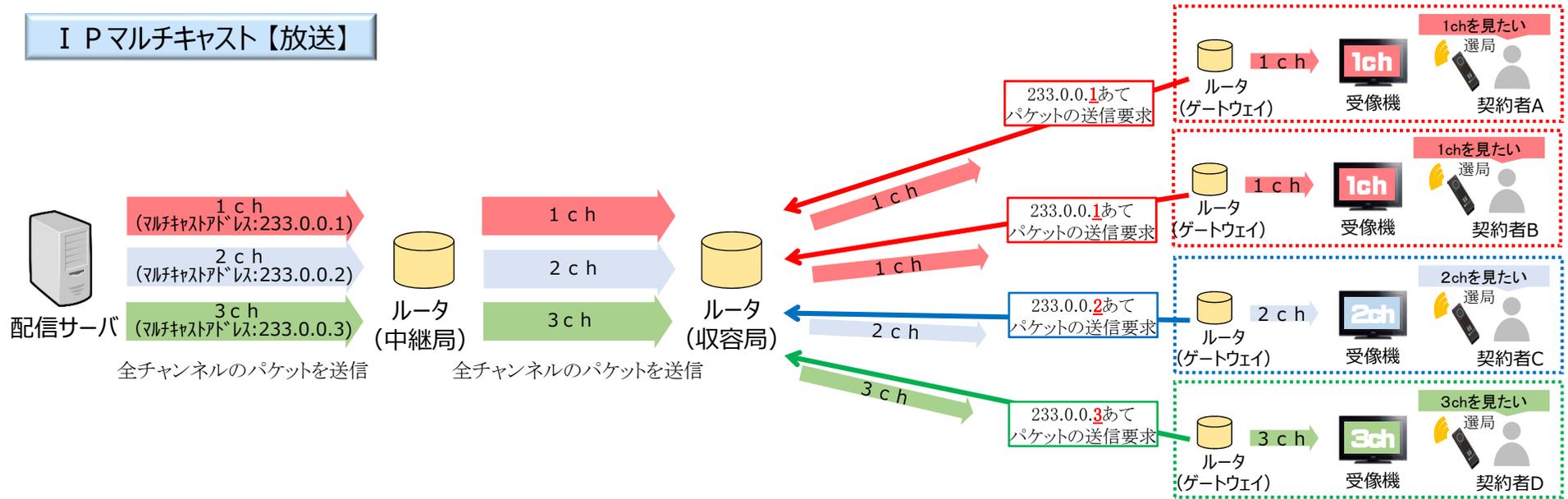
その理由は、次のとおりである。

- ①**映像・音声等の情報を不特定多数の者に届けるために同時かつ一斉に送信する放送は、その送信形態から社会的影響力が大きい**ものであり、特に無線の放送については有限希少な周波数を用いるものであること等を踏まえ、従来から「放送」として特別に規律されてきた。
- ②放送のこのような特徴は今後も変わらないことから、平成22年（2010）改正においても、引き続きこれを本法の規律の対象とすることとされた。
- ③他方、インターネットによる一斉同報等の放送に類似した通信を放送とともに規律の対象とすることについては、未だ国民のコンセンサスが得られているとは考えられていない。

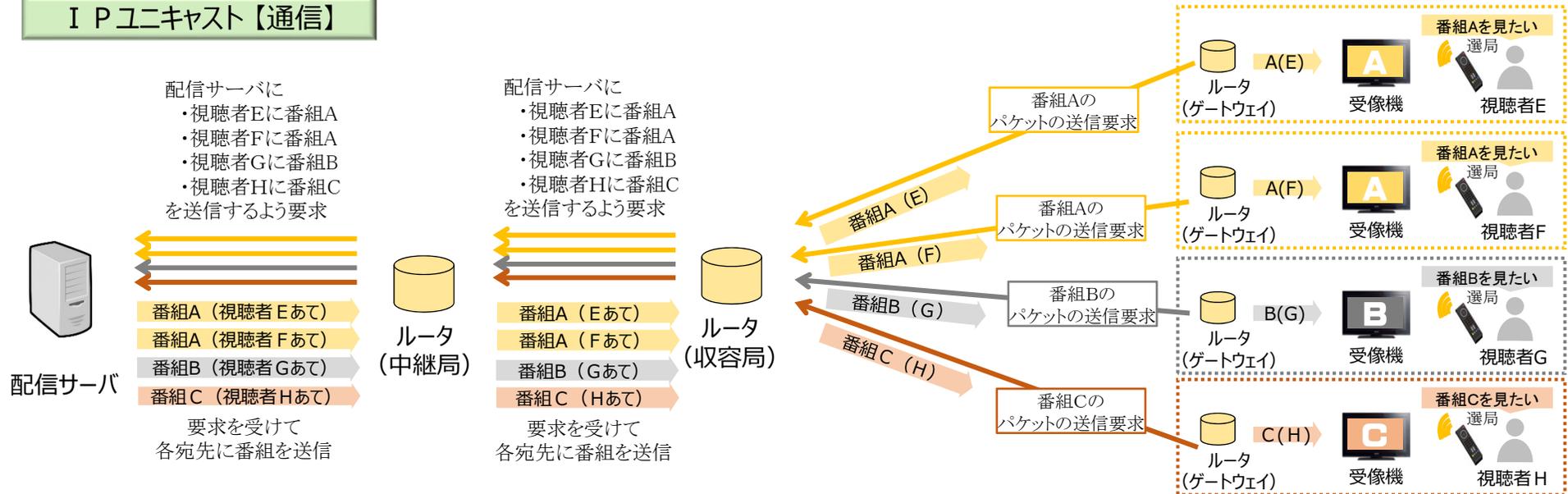
## 【参考】放送と通信の基本的性格の比較

|         | 放送   | 通信   |
|---------|--|--|
| 基本的性格   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1対多</li> <li>・ 片方向（事業者→視聴者）</li> <li>・ 社会的（ソーシャル、パブリック）</li> <li>・ 社会への影響力が大きい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1対1</li> <li>・ 双方向</li> <li>・ 個人的（パーソナル）</li> </ul> |
| 事業者の責務  | 番組編集の自由を有するが、自らの放送する番組内容に責任を有する。   | 自らが取り扱う通信の中身に立ち入ってはならない。   |
| 憲法の関連条文 | （日本国憲法 第21条第1項）<br>集会、結社及び言論、出版その他一切の <b>表現の自由</b> は、これを保障する。  | （日本国憲法 第21条第2項）<br>検閲は、これをしてはならない。 <b>通信の秘密</b> は、これを侵してはならない。                               |

## IPマルチキャスト【放送】



## IPユニキャスト【通信】

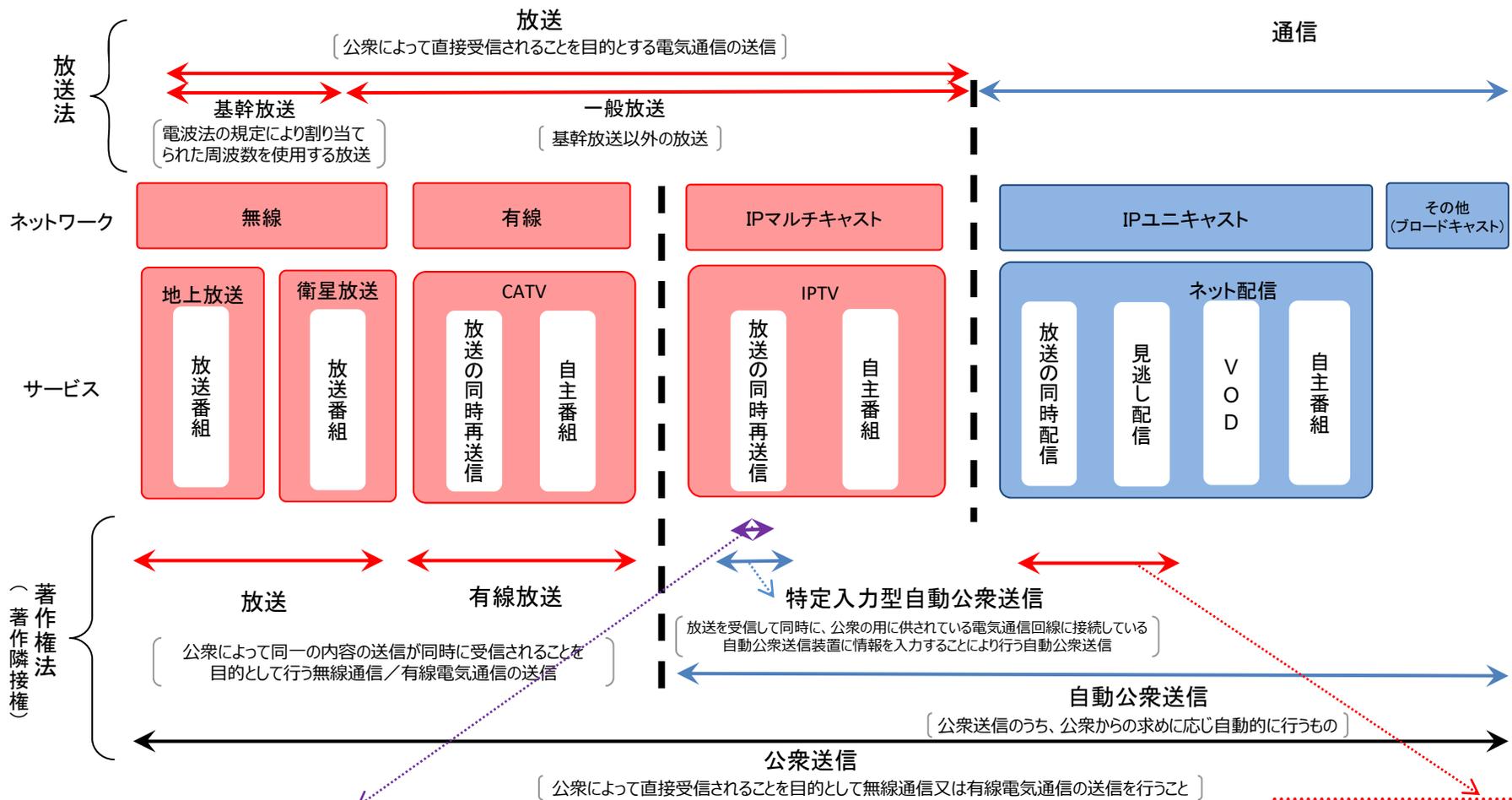


# 【参考3】放送の定義の変遷

|                                     | 無線  | 有線ラジオ  | 有線テレビジョン  | IPマルチキャスト   |
|-------------------------------------|---|--|---|---|
| 昭和25年<br>(放送法制定)                    | 放送  |  |   |   |
| 昭和26年<br>(有線放送業務の運用の<br>規正に関する法律制定) | 放送  | 有線放送   |   |   |
| 昭和48年<br>(有線テレビジョン<br>放送法制定)        | 放送  | 有線放送<br>(有線ラジオ放送)  | 有線放送<br>(有線テレビジョン放送)  |   |
| 平成14年<br>(電気通信役務利用<br>放送法制定)        | 放送  | 有線放送<br>(有線ラジオ放送)  | 有線放送<br>(有線テレビジョン放送)  | 電気通信役務利用放送  |
| 平成23年<br>(放送法改正)                    | 放送<br>(基幹放送、一般放送)   | 放送<br>(一般放送)   | 放送<br>(一般放送)  | 放送<br>(一般放送)  |
| 規律の背景                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の有限希少性</li> <li>社会的影響力</li> <li>健全な発達</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的影響力</li> <li>施設の不備等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的影響力</li> <li>受益者利益の保護</li> <li>健全な発達</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的影響力</li> <li>受信者利益の保護</li> <li>健全な発達</li> </ul> |

## 【参考】定義規定

|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
| 放送                           | 制定時   | 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。〔放送法§2④〕  |
|                              | 現行  | 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。〔放送法§2④〕 |
| 有線放送<br>(有線テレビジョン放<br>送法制定前) | この法律において「有線放送」とは、左の各号の一に該当するものをいう。<br>一 一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、放送を受信しこれを有線電気通信設備によつて再送信すること。<br>二 一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて送信すること。<br>三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて送信し、又は放送を受信しこれを有線電気通信設備によつて再送信すること。〔有線放送業務の運用の規正に関する法律§2〕             |  |
| 有線ラジオ放送                      | この法律において「有線ラジオ放送」とは、左の各号の一に該当するものをいう。<br>一 一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、ラジオ放送を受信しこれを有線電気通信設備によつて再送信すること。<br>二 一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて送信すること。<br>三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて送信し、又はラジオ放送を受信しこれを有線電気通信設備によつて再送信すること。〔有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律§2〕 |  |
| 有線テレビジョン放送                   | この法律において「有線テレビジョン放送」とは、有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。以下同じ。）であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。〔有線テレビジョン放送法§2①〕   |  |
| 電気通信役務利用放送                   | この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。〔電気通信役務利用放送法§2①〕   |  |



**地域限定特定入力型自動公衆送信**

- 特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるもの
- 著作権法改正（2006年）により実演及びレコードにつき、許諾権から補償金に改正

著作権法改正（2021年）により放送での利用の許諾に、放送同時配信等の許諾を含むことを推定する「許諾推定規定」を創設。

目的

(目的)  
 第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。  
 一 **放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。**  
 二・三 (略)

|     | 基幹放送  | 一般放送   |
|-----|---|--|
| 定義  | 電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送〔§ 2 II〕  | 基幹放送以外の放送〔§ 2 III〕   |
| 考え方 | 放送の社会的な役割の実現を <b>確実かつ適正に果たすために確保する枠組みに基づく無線の放送</b>  | 柔軟な周波数利用等を可能とすることにより放送の社会的な役割の実現を <b>市場原理に委ねる無線及び有線の放送</b>                                 |
| 制度  | <b>社会的役割が確実に果たされるように放送のための周波数を確保し、かつ、確保した周波数に応じてその放送の区分等を定めて社会的な役割が適正に果たされるように参入の際に必要な審査を行って業務を規律する制度</b> | 社会的役割の确实性を担保するための周波数の確保や周波数に応じた放送の区分等を定めること等、その社会的役割に係る適正性を担保するための参入の際の必要な審査や業務の規律を不要とする制度 |

日本放送協会

(目的)  
 第十五条 協会は、公共の福祉のために、**あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送**（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）**を行う**とともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。  
 (業務)  
 第二十条 (略)  
 2~4 (略)  
 5 協会は、**中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならぬ。**  
 6~19 (略)

普及計画

(基幹放送普及計画)  
 第九十一条 総務大臣は、**基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。**  
 2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。  
 一・二 (略)  
 三 **放送対象地域ごとの放送系**（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）**の数**（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）**の目標**  
 3~5 (略)

責務

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)  
 第九十二条 **特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者**（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、**その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。**

|                   | NHK   | 特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者  |
|-------------------|---|---|
| 昭和25年<br>(放送法制定時) |   |   |
| 昭和34年改正           | 協会は、標準放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。          |   |
| 昭和57年改正           | 協会は、 <u>中波放送</u> と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。 |   |
| 昭和63年改正           | 〃   | 放送事業者は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。   |
| 平成元年改正            | 〃   | 放送事業者（ <u>受託放送事業者及び委託放送事業者を除く。</u> ）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。  |
| 平成6年改正            | 〃   | 放送事業者（ <u>受託放送事業者、委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。</u> ）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。  |
| 平成10年改正           | 〃   | 放送事業者（ <u>受託放送事業者、委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。</u> ）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。                                |
| 平成21年改正           | 〃   | 放送事業者（ <u>受託放送事業者（人工衛星の無線局の免許を受けた者に限る。）</u> 、 <u>委託放送事業者及び第九条第一項第二号に規定する委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会を除く。</u> ）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。 |
| 平成22年改正           | 〃   | 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（ <u>電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。</u> ）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。                        |

# 放送の業務を行う者に適用される主な規律

【注】黄色網掛け

一般放送事業者のうち、再放送のみを行う者にも適用される規律

|            |            |          |              | 基幹放送     |                | 一般放送              |            |
|------------|------------|----------|--------------|----------|----------------|-------------------|------------|
|            |            |          |              | 直接受信     | 受信障害対策<br>中継放送 | 共聴、CATV、IPマルチキャスト |            |
|            |            |          |              |          |                | 引込端子501以上         | 引込端子51～500 |
| 番組編集に関する通則 | § 4        | 番組編集準則   | ○            |          | △※3            | △※3               |            |
|            | § 5        | 番組基準     | △※1          |          | △※1・3          | △※1・3             |            |
|            | § 6        | 放送番組審議機関 | △※1          |          | △※1・3          | △※1・3             |            |
|            | § 9        | 訂正放送等    | ○            | △※2      | △※3            | △※3               |            |
|            | § 10       | 放送番組の保存  | ○            |          | △※3            | △※3               |            |
|            | § 11       | 再放送      | ○            | △※2      | ○              | ○                 |            |
|            | § 12       | 広告放送識別措置 | ○            | △※2      | △※3            | △※3               |            |
|            | § 13       | 候補者放送    | ○            |          | △※3            | △※3               |            |
|            | § 14       | 内外放送番組編集 | ○            |          | △※3            | △※3               |            |
| 基幹放送       | § 91       | 基幹放送普及計画 | ○            | ○        |                |                   |            |
|            | § 92       | あまねく受信   | ○            |          |                |                   |            |
|            | 参入         | § 93     | 認定           | ○        | 電波法で免許         |                   |            |
|            |            |          | マスメディア集中排除原則 | ○        | 電波法で規制         |                   |            |
|            |            |          | 外資規制         | ○        | 電波法で規制         |                   |            |
|            | § 95       | 開始・休止届   | ○            | 電波法で義務付け |                |                   |            |
|            | § 100      | 廃止届      | ○            | 電波法で義務付け |                |                   |            |
|            | 業務         | § 106    | 番組調和原則       | ○        |                |                   |            |
|            |            | § 108    | 災害放送         | ○        |                |                   |            |
|            |            | § 109    | 学校向け放送の広告制限  | ○        |                |                   |            |
|            |            | § 110    | 放送番組供給協定の制限  | ○        |                |                   |            |
|            |            | § 110の2  | 休止・廃止公表      | ○        |                |                   |            |
|            | § 111      | 設備維持     | ○            |          |                |                   |            |
| § 113      | 重大事故報告     | ○        |              |          |                |                   |            |
| 一般放送       | 参入         | § 126    | 登録           |          | ○              |                   |            |
|            |            | § 129    | 開始・休止届       |          | ○              |                   |            |
|            |            | § 133    | 届出           |          |                | ○                 |            |
|            |            | § 135    | 廃止届          |          | ○              | ○                 |            |
|            | 業務         | § 136    | 設備維持         |          | ○              |                   |            |
|            |            | § 137    | 重大事故報告       |          | ○              |                   |            |
|            |            | § 140    | 義務再放送        |          | △※4            |                   |            |
| § 145      | 有線電気通信設備使用 |          |              | ○        | ○              |                   |            |

※1…専門放送・臨時目的放送を専ら行う者には不適用（§8）

※2…元の基幹放送事業者の放送とみなして適用（§176Ⅲ）

※3…他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送には不適用（§176Ⅴ）

※4…指定再放送事業者に限り適用（§140Ⅰ）

放送法

## 第1条【目的】

- ◆次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
  - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
  - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
  - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようになること。

## 第3条【番組編集の自由】

- ◆放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

## 第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

## 第5条【番組基準の策定】

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

## 第6条【番組審議機関の設置】

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

### 参 考：放送倫理・番組向上機構（BPO）

平成15年(2003年)7月、NHKと民放連は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」を共同で設立。BPOは放送法に基づく機関ではなく、放送事業者の自主的な取組により設立されたもの。

#### 運営体制

理事長：大日向 雅美氏  
(恵泉女学園大学学長)  
理事9名(NHK3名、民放連3名、外部3名)、監事2名(NHK1名、民放連1名)、評議員7名

#### 放送倫理検証委員会

- 放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審理又は審議を行う。
- 虚偽の放送が行われた疑いがある場合は、調査・審理して「勧告」、「見解」等を公表。

#### 放送と人権等権利に関する委員会

- 放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局とが相容れない状況にある苦情を審理する。
- 「勧告」又は「見解」を公表。

#### 放送と青少年に関する委員会

- 青少年に対する放送番組に関する視聴者意見を基に審議する。
- 「見解」等や審議の内容、視聴者意見等を放送事業者に通知し、公表。